●施設基準

令和７年３月２１日現在

（基本診療料）

・情報通信機器を用いた診療に係る基準
・機能強化加算
・医療 DX 推進体制整備加算
・一般病棟入院基本料
・救急医療管理加算
・診療録管理体制加算３
・急性期看護補助体制加算
・療養環境加算
・重症者等療養環境特別加算
・感染対策向上加算２
・データ提出加算
・入退院支援加算
・認知症ケア加算
・せん妄ハイリスク患者ケア加算
・協力対象施設入所者入院加算
・地域包括ケア入院医療管理料１

（特掲診療料）

・がん性疼痛緩和指導管理料
・ニコチン依存症管理料
・がん治療連携指導料
・肝炎インターフェロン治療計画料
・薬剤管理指導料
・地域連携診療計画加算
・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
・医療機器安全管理料１
・別添１の「第１４の２」の１の（３）に規定する在宅療養支援病院
・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
・在宅時医学総合管理料注１５及び在宅がん医療総合診療料注９に規定する在宅医療情報連携加算
・在宅がん医療総合診療料
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する遠隔モニタリング加算
・検体検査管理加算（Ｉ）

・検体検査管理加算（Ⅱ）
・CT 撮影及びＭＲＩ撮影
・無菌製剤処理料
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
・導入期加算１
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・ストーマ合併症加算
・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・保険医療機関間の連携による病理診断
・看護職員処遇改善評価料４２
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・入院ベースアップ評価料４７

（入院時食事療養）
・入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

（その他届出）
・酸素の購入単価

●特定療養費

180 日を超える入院…入院医療費の 15%（別途消費税加算）
※入院医療の必要性は低いがご自身の事情等により 180 日を超えて入院されている場合、保険給付が 85%での算定となることから、保険により給付されない部分の 15%を一部負担金以外に別途ご負担となります。

※指定の難病や重症等の患者さんについては対象となりません。